

道路占用料徴収条例新旧対照表

現行				改正案															
第1条～第6条 省略 別表(第3条関係)				第1条～第6条 省略 別表(第3条関係)															
	占用物件	単位	占用料(円)		占用物件	単位	占用料(円)												
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,830	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	4,320												
	第2種電柱	1本につき1年	2,840		電気事業者が電線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	2,880												
	第3種電柱	1本につき1年	3,850		電話柱	1本につき1年	2,232												
	第1種電話柱	1本につき1年	1,650		認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	1,488												
	第2種電話柱	1本につき1年	2,660		その他の柱類	1本につき1年	180												
	第3種電話柱	1本につき1年	3,680		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	4,356												
	その他の柱類	1本につき1年	126		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24												
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	16		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	24												
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	9		路上に設ける変圧器	1基につき1年	1,764												
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,240		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440												
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	985		広告塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月	3,684											
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,540						直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月	7,356								
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,070		送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600												
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,100		郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,620												
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,540		法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108										
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年							98	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	144						
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年							148				外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	216			
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年							197							外径が0.15メートル	長さ1メートルにつ	288
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年							394									
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年							985									
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	1,970																

法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,960		
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,070	
	地下に設ける通路	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,040	
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,540	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	610	
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,100	
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	610	
	標識	1 本につき 1 年	2,030	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	6,100
		その他のもの	1 基につき 1 月	3,050
政令第 7 条第 2 号に掲げる工事中施設及び同条第 3 号に掲げる工事中材料	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	610		
政令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	260		
政令第 7 条第 10 号に掲げる器具	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の時価に 0.025 を乗じて得た額		
法第 32 条第 1 項各号又は政令第 7 条各号に掲げる工作物、物件その他の施設で前各項に該当しないもの	市長が別に定める			

架空の管類	以上 0.20 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	
	外径が 0.20 メートル以上 0.30 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	432
	外径が 0.30 メートル以上 0.40 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	576
	外径が 0.40 メートル以上 0.70 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,008
	外径が 0.70 メートル以上 1.00 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,440
	外径が 1.00 メートル以上のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2,880
	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	108
	外径が 0.07 メートル以上 0.10 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	144
	外径が 0.10 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	216
	外径が 0.15 メートル以上 0.20 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	288
	外径が 0.20 メートル以上 0.30 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	432
	外径が 0.30 メートル以上 0.40 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	576
	外径が 0.40 メートル以上 0.70 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,008
	外径が 0.70 メートル以上 1.00 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,440
	外径が 1.00 メートル以上のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2,880
マンホールその他これに類す	占有面積 1 平方メートル	3,600	

	るもの	トルにつき1年		
	地下埋設管への共同収容物のケーブル	外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	72
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	占有面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	120	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
	道路(地上)に接する通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	4,284	
	地下に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	624	
法第32条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	356
		電柱等既設占有物件に添架のもの	1枚につき1月	252
		電柱等既設占有物件に巻付けのもの	1枚につき1月	132
	乗合自動車停留所標識	1本につき1年	2,340	
	標柱及び標識類	1本につき1月	300	
	ア	上空のみ占用のもの	1基につき1月	1,236
	チ	柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの	1基につき1月	2,460
		柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの	1基につき1月	3,924
	太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	

備考	備考
1 政令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。	1 電気事業者とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。
2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。	2 認定電気通信事業者とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。
3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。	3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。	4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。	5 車輪止め装置その他の器具とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

	工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	624
		上空占用物件	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	252
	広告併用街灯		1 本につき 1 年	1,044
	車輪止め装置その他の器具		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,452
その他のもの			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	624 円以内でその都度市長が定める額

三田市法定外公共物管理条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 省略 (使用料等の徴収)	第1条～第6条 省略 (使用料等の徴収)
第7条 市長は、第5条第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使	第7条 市長は、第5条第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使

用者」という。)から、使用料又は産出物採取料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料等の額は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

3 使用料等の徴収方法については、道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)第5条の規定を準用する。

(使用料等の算定基礎)

第8条 別表第1及び別表第2の使用料等の額の算定の基礎となるべき期間、面積等の計算方法については、別に規則で定める。

第9条～第25条 省略

別表第1(第7条関係)

使用物件		単位	使用料(円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,830
	第2種電柱	1本につき1年	2,840
	第3種電柱	1本につき1年	3,850
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	1,650
	第2種電話柱	1本につき1年	2,660
	第3種電話柱	1本につき1年	3,680
前2項に掲げるもの以外の柱類		1本につき1年	126
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	16
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	9
路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,240
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	985
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	2,540
郵便差出箱		1個につき1年	1,070
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	6,100
前各項に掲げるもののほか、これらに類する工作物等		使用面積1平方メートルにつき1年	2,540
管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	98
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	148
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	197
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	394
	外径が0.4メートル以上0.6メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	494

用者」という。)から、使用料又は産出物採取料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料等の額は、使用料にあつては道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)に、産出物採取料にあつては別表に、それぞれ定めるところによる。

3 使用料等の徴収方法については、道路占用料徴収条例第5条の規定を準用する。

(使用料等の算定基礎)

第8条 使用料等の額の算定の基礎となるべき期間、面積等の計算方法については、別に規則で定める。

第9条～第25条 省略

	ル未満のもの		
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	985
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1,970
鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,960
上空に設ける通路		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,070
地下に設ける通路		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,040
地下街、地下室、浄化槽その他これらに類する施設		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,540
祭礼、縁日等に際し一時的に設ける露店、商品置場		使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	610
前項に掲げるもののほか、これらに類する施設		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,100
看板(アーチであるものを除く。)		表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	610
法定外公共物を横断するアーチ		1 基につき 1 月	3,050
標識		1 本につき 1 年	2,030
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	610
仮設建築物及び一時収容施設		使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	260
前各項に該当しないもの		市長が別に定める	

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち当該電柱を設置する者が設置する 3 条以下の電線を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち当該電話柱を設置する者が設置する 3 条以下の電線を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が、当該電柱

又は電話柱に設置する電線をいう。

4 仮設建築物とは、防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の建築物をいう。

5 一時収容施設とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設をいう。

別表第2(第7条関係) 省略

別表(第7条関係) 省略